

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第82号

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。）は」の右に「、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項」を加え、「第36条第1項」を「第62条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)